

学校における児童・生徒等に対する指導等について

1. 学校における水泳指導に際しては、「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」（平成30年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/suiei2018/suiei2018_0.pdf、「水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1348589.htm、「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」（平成26年3月文部科学省）<https://www.youtube.com/watch?v=0j-Dry4xcQ8&list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX> 及び「水泳の事故防止～プールへの飛び込み事故を中心に～」（平成28年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）<https://www.youtube.com/watch?v=MiyTSzNboTA> も参考に安全管理、安全指導等に当たること。

特に、飛び込みによるスタート時に、深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡に至る等の重大事故が起きている中、事故防止の観点からも、学習指導要領及び同解説においては、「小・中学校及び高等学校入学年次の授業では、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること」、「高等学校の入学年次の次の年次以降においても、原則として水中からのスタートを取り扱うこととするが、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」としており、各学校においては、学習指導要領を踏まえ、安全面に十分に配慮した指導を行うこと。

なお、水泳部の活動及び高等学校の入学年次の次年以降で、飛び込みによるスタートを行う際には、飛び込みによるスタートが安全に行えるプールであること、安全に指導できる教師又は外部指導者が立ち会い、直接指導すること、生徒の体力・技能の程度を踏まえた段階的な指導を行うことといった、十分な安全確保が必要であること。その際には、適宜、公益財団法人日本水泳連盟が策定した「スタートの段階指導」及び「プール水深とスタート台の高さに関するガイドライン」（http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g_02_2.pdf）も参考に、安全な指導を行うこと。

【近年の重大事故の例】

校種	死亡・障害別	事故の状況
高等学校	死亡	水球を行っていた際、頭痛により気分が悪くなったため、プールから上がった。着替えのため生徒全員を集合させたところ、本生徒が戻って来ないことに気付き捜索したところ、トイレの個室内で倒れているのを職員が発見した。
高等学校	障害	バタフライ25mのタイム計測の際、プール中ほど付近で泳ぐのをやめ、プール端に向かって歩いてきたが、途中で立つことができなくなってしまった。
小学校	障害	準備運動を終え、冷水シャワーを浴びたところ、急に意識を失い、心室細動を起こした。